

温室効果ガス関連情報基盤整備事業



環境省



【令和6年度要求額 (一般分) 24百万円 (25百万円) 、(特会分) 561百万円 (529百万円) 】

地球温暖化対策推進法を確実に運用するため、必要な調査を実施するとともに、関連制度等の運営を行います。

1. 事業目的

- ① 事業者が講ずべき排出削減等対策に関して、必要な指針 (排出削減等指針) を公表する。
- ② 温室効果ガスの排出者が、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告するための基盤を整備・運用する。
- ③ J-クレジット制度の運用により、カーボン・オフセットを推進し、CO2排出削減と地域経済循環を促進する。
- ④ 京都議定書に基づくクレジットを、法令に従って運用・管理する。

2. 事業内容

(1) 温室効果ガス排出削減等指針案策定調査事業

- ・地球温暖化対策推進法 (温対法) に基づく指針の見直し・拡充に向けて、先進的な対策リスト及び各対策の効率水準・コスト等のファクトを網羅的に調査・整理するとともに、指針及びその関連情報について活用方策の検討等を行う。

(2) 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度基盤整備事業

- ・温対法に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・制度」の確実な運用と、事業者の更なる自主的取組促進に向けて同制度における算定方法等の見直しを行う。

(3) J-クレジット制度運営・促進事業

- ・J-クレジット制度の運用により、カーボン・オフセットを推進することで、CO2排出削減を行う事業・活動を促進。また、民間事業者等がクレジットを活用することで、クレジットを創出する地域への資金還流を促進する。

(4) 国別登録簿運営経費

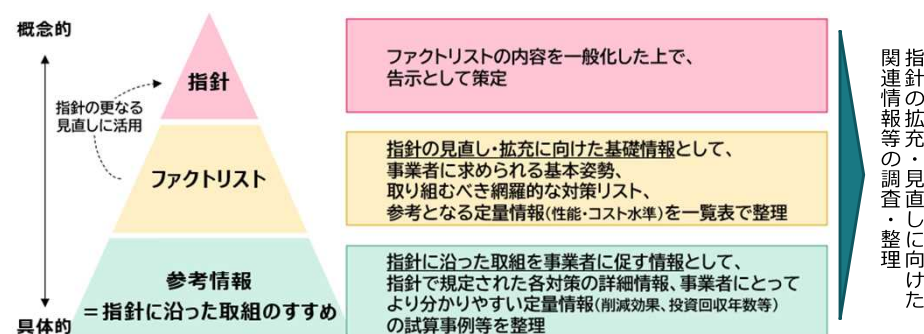
- ・継続的に京都メカニズムの活用を可能とするため、国連で技術仕様が定められた国別登録簿の運用保守を実施する。

3. 事業スキーム

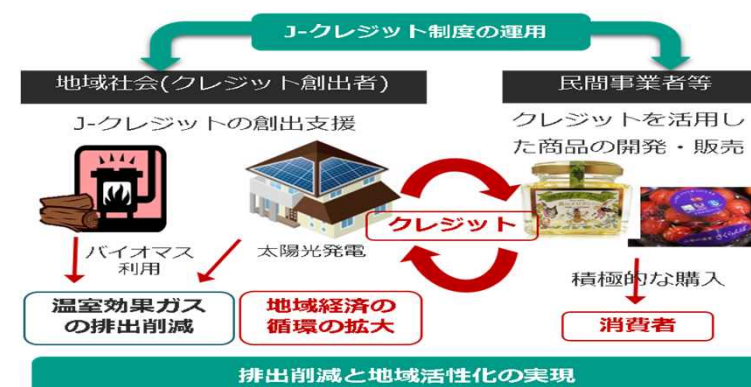
- 事業形態 委託事業・請負事業
- 委託・請負先 民間事業者・団体等
- 実施期間 平成16年度～

4. 事業イメージ

<温室効果ガス排出削減等指針案策定調査業務>



<J-クレジット制度運営・促進事業>



お問合せ先: (1)地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 電話: 0570-028-341 (2)地球温暖化対策課脱炭素ビジネス推進室 電話: 03-5521-8249
(3)大臣官房環境経済課市場メカニズム室 電話: 03-5521-8324 (4)地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室 電話: 03-5521-8246